

【前期第九問】

甲は、暴力団住吉連合会α田会β山組の構成員であるところ、平成5年5月19日夜、自宅において飲酒中、墨田区のMハイムでミュージックパブ「チェリー」を経営するAから、かつて暴力団関係者であるとの理由で店への出入りを断られた一件を思い起こし、同行者の手前メンツをつぶされる思いをさせられたことや、その後この件で再三Aに電話しても無視されたことなどを、かれこれ考えているうちに、次第にAに対する憤慨の念が高まった。そこで、翌20日午前3時ころ、Aを殺害しようと思案したうえ、自宅の台所から刃渡り約29.3cmの牛刀一丁を持ち出して、「チェリー」に赴き、同日午前3時30分ころ、AをMハイム前路上に連れ出して、「この野郎、殺してやる。」などと怒号しながら牛刀を振り上げた。身の危険を感じたAが逃げ出したため、甲はそれを追い掛けていったところ、200mほど離れた路上でAが転倒した。甲は起き上がろうとしていたAの左側頭部付近を目掛け、右手に持った牛刀を振り下ろして切りつけたが、とっさにこれを左腕で防いだAから、両腰付近に抱きつくようになり取りすがられ、「勘弁して下さい。私が悪かった。命だけは助けて下さい。」などと哀願された。そうこうしているうちに野次馬が集まり始め、野次馬からのマイナスイメージを恐れた甲はAに対する襲撃をやめ、救急車を呼びつけて同乗しAを病院に搬送した。なお、犯行の態様については救急隊員に告げることにはなかった。甲の襲撃によって、Aは全治約二週間の左前腕切傷を負った。

甲の罪責を述べよ。

参考判例:東京高等裁判所判決昭和62年7月16日